

社会保険労務士様向け勉強会のご案内

30名限定
1社2名まで

3号業務に必要な 「民法」の知識

～民法と労働法の違いとポイント～

「民法」「労働基準法」「労働契約法」いずれも労務管理において正確な理解が必要な法律ですが、使用者と労働者の契約の出発点は「民法」であり、沿革的には社会的・経済的弱者である労働者の保護のために、民法が「労働基準法」などにより修正されてきました。また、最高裁判決などを前提に、労働契約の基本事項を定める労働契約法なども定められるに至りました。これらのすべての出発点は「民法」であり、普通解雇に関する労使関係のみならず、クライアントとの業務委託契約も民法がベースとなります。そこで、本勉強会では、労使等の問題に関して、大前提として、「民法」が何を定めているのか、それを前提に、特別法として何が修正されているのかを今一度整理し、実務に役立つ相互研鑽の機会にしたいと思います。

日時

3月6日(木)
15:00～17:00
受付開始：14:30より

料金

無料

会場

三甲大阪本町ビル3階
大阪府大阪市中央区
本町2丁目3-8。

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

貴事務所名		参加者名	参加人数： 名
メールアドレス		@	
ご住所		電話番号	

◆労使問題に関する民法の規定

◆それを修正する裁判例や労働基準法等の特別法

◆質疑応答

開催要項

申込締切
3月3日(月)

■ 開催日：2025年3月6日(木) | 15:00～17:00

■ 会場：三甲大阪本町ビル3階

■ 受付開始：14:30より

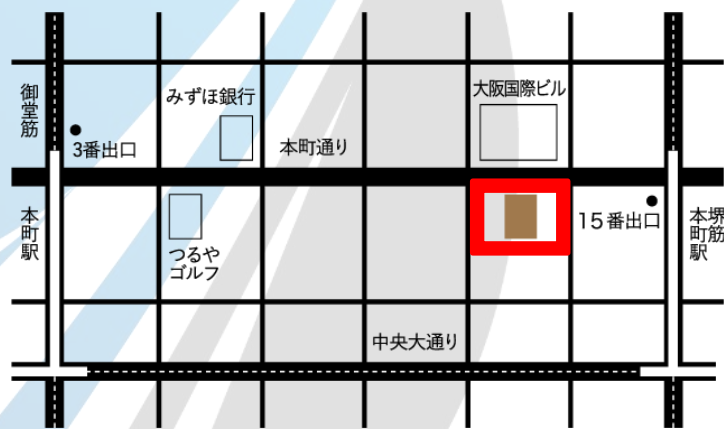
■ 住所：〒541-0053

大阪府大阪市中央区

本町2-3-8

■ 受講料：無料

■ 講師：グロース法律事務所 谷川・徳田



講師紹介



【学歴】
立命館大学法学部卒業
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了
司法修習 54期（平成13年10月弁護士登録）
【役職等】
経営革新等支援機関
認定事業再生士（CTP）・認定ハラスメント相談員（一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会）
【所属団体】
一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会
経営法曹会議・吹田商工会議所
【講演歴】
中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき対応策（H24.9.12大阪弁護士会）等多数
【公職】
吹田市開発審査会・建築審査会 委員

グロース法律事務所
弁護士 谷川 安徳



【学歴】
同志社大学文学部卒業
立命館大学法科大学院修了
司法修習 63期（平成22年12月弁護士登録）
【所属団体】
一般社団法人 大阪青年会議所
【講演歴】
・必ず役に立つ相続・後見セミナー
・労務トラブルでの証拠の残し方
・社会福祉法人の理事長・理事・幹部様向け人事労務セミナー
・債権回収において知っておくべき3つのポイント
～いざという時からは間に合わない？債権回収時に“必ず”知っておくべき事項～
・社会保険労務士様向けハラスメント対策実務勉強会
・社会福祉法人向け実務セミナー～介護・保育事故の実務～
・業務委託契約書の重要チェックポイント 等多数

グロース法律事務所
弁護士 徳田 聖也

メールマガジンのご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信しております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただきます。右記のQRコードよりご登録をいただき、御所の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。

